

仕様書

1. 件名

日本と主要国の科学的成果及び科学と技術のつながりを網羅的に分析するためのデータ更新作業(2025 年分)

2. 目的

科学技術・学術政策研究所(以下、「当研究所」という。)では、科学技術・学術政策分野における中核機関として知の蓄積・拡大に資するべく、政策立案の基盤となる各種データ等を提供する役割を果たすための調査研究を実施している。具体的には、論文や特許を用いた日本や主要国における科学技術活動の客観的・定量的データに基づく体系的な分析や、論文分析で計測されている科学的成果が技術とどのようにつながっているかの分析を行っている。

そのため、本案件では、上記分析のうち、我が国と主要国の科学的成果及び科学と技術のつながりを網羅的に分析するためのデータ更新を行うことを目的とする。

3. 仕様

(1) 科学論文に関する引用データベース(Web of Science XML Raw Data)の更新(2025 年分)

対象範囲・期間: Web of Science の内、以下のデータ

- Science Citation Index Expanded (SCIE) [1981 年～2025 年]
- Social Sciences Citation Index (SSCI) [1981 年～2025 年]
- Arts & Humanities Citation Index (AHCI) [1981 年～2025 年]
- Conference Proceedings Citation Index (CPCI-S/CPCI-SSH) [1990 年～2025 年]

更新範囲: XML Raw Data

- ① 2025 年については、2025 年 1 月 1 日～12 月 31 日の間に発行された論文を新たに収集し、当研究所が保有しているデータベース(2025 年 3 月に当研究所へ納入されたデータ)に追加する。
- ② 過去分については、当研究所が、既に保有するデータベースを 2025 年 12 月 31 日時点で修正する。

UT-Cites Table

- 上記で更新した XML Raw Data に含まれる論文について、2025 年 12 月 31 日時点の論文 ID(UT)と被引用数の対応テーブルを作成する。

論文ドキュメントタイプ: 収録対象の全てのドキュメントタイプ

データフォーマット: XML 形式

データ内容: 雑誌名、論文タイトル、出版年などの基本的な情報を含むこと。また、データベースに収録される論文には、それぞれに異なる UT を付与すること。その際、当研究所が既に保有するデータと整合性を持たせた形で UT を付与すること。

データの利用範囲: 当該データは、当研究所の職員(客員研究官やリサーチアシスタントを含む)が、当研究所の調査研究の一環として行う調査研究において利用するものである。

(2) 科学と技術のつながりを示すデータの更新(2025 年分)

- 対象期間: 特許: 開始年(別紙 1 参照)～最新時点までに収録された特許のうち、当研究所が保有するデータ(2025 年 3 月に当研究所へ納入されたデータ)との差分範囲
論文: 上記特許が引用する全範囲
- 対象範囲(特許): 世界の主要な特許受理官庁(別紙 1 参照)に出願又は登録された特許。
- 対象範囲(論文): (1)で整備したデータ
- 論文ドキュメントタイプ: 収録対象の全てのドキュメントタイプ
- データフォーマット: テキスト形式または Microsoft Excel 形式
- データ内容: 上記で指定した範囲の論文及び特許を対象に、論文を引用している特許を抽出し、論文 ID と特許 ID の対応を示すリストを作成すること。なお、論文 ID については、(1)で整備した Web of Science XML と接続可能な形式で提供すること。また、特許 ID のリストは PATSTAT(欧州特許庁)の特許 ID と接続可能な形式で提供すること。
- データの利用範囲: 当該データは、当研究所の職員(客員研究官やリサーチアシスタントを含む)が、当研究所の調査研究の一環として行う調査研究において利用するものである。

4. 貸与物

3. (2)について、論文番号と特許番号の対応を示すリスト(2025 年 3 月時点のデータ)

5. 納入品

3. (1)及び(2)の内容を収録した電子データ一式

6. 納入場所および納入期限等

(1) 納入場所

文部科学省 科学技術・学術政策研究所 科学技術予測・政策基盤調査研究センター
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 2 番 2 号
中央合同庁舎第 7 号館東館 16 階

(2) 納入期限

令和 8 年 3 月 13 日

7. 保証期間

請負者は、科学技術・学術政策研究所の責めによらない理由によって、当該データに欠陥等があった場合は、納入から 1 年間の期間内において無償で修復・交換をすること。

8. その他

本仕様に定める事項に関して疑義を生じた場合は、当研究所担当職員と協議して指示を受けるものとする。

以上

〈特許情報の収録対象とする特許受理官庁〉

特許発行国	国コード	引用の情報	収録期間
オーストラリア (Australia)	AU	特許及び文献	審査官: 1993年1月以降 発明者: 1994年3月～1996年10月
オーストリア (Austria)	AT	特許及び文献	審査官: 1994年3月～1996年5月; 2005年以降 発明者: 1994年3月～1996年5月
ベルギー (Belgium)	BE	特許及び文献	審査官: 1987年1月以降 発明者: 1994年3月～1996年8月; 1999年10月以降
カナダ (Canada)	CA	特許及び文献	発明者: 1993年1月～1996年7月
中国 (China)	CN	特許及び文献	審査官: 2010年1月以降
チェコ共和国 (Czech Republic)	CZ	特許及び文献	審査官: 2006年6月以降
欧州特許庁 (European Patent Office)	EP	特許及び文献	審査官: 1978年12月以降 発明者: 1978年12月以降 異議申立: 1978年12月以降 第三者: 1992年1月以降
フランス (France)	FR	特許及び文献	審査官: 1973年1月以降 発明者: 1994年4月以降
ドイツ (Germany)	DE	特許及び文献	審査官: 1971年1月以降
日本 (Japan)	JP	特許のみ	審査官: 1994年1月以降 発明者: 1994年3月～1996年10月
韓国 (Korea)	KR	特許のみ	審査官: 2006年1月以降
ルクセンブルク (Luxembourg)	LU	特許及び文献	審査官: 1999年1月以降 発明者: 2000年4月～2006年9月
マレーシア (Malaysia)	MY	特許のみ	審査官: 2006年1月以降
オランダ (Netherlands)	NL	特許及び文献	審査官: 1974年1月以降 発明者: 1994年4月以降
ニュージーランド (New Zealand)	NZ	特許のみ	審査官: 1994年～1996年
ノルウェー (Norway)	NO	特許のみ	審査官: 1994年以降
フィリピン (Philippines)	PH	特許のみ	審査官: 2010年以降
ロシア (Russia)	RU	特許のみ	審査官: 2009年6月以降
シンガポール	SG	特許及び文献	審査官: 2001年3月以降

(Singapore)			
南アフリカ (South Africa)	ZA	特許及び文献	審査官: 1994 年 1 月以降
スペイン (Spain)	ES	特許及び文献	審査官: 1993 年 1 月以降
スウェーデン (Sweden)	SE	特許及び文献	審査官: 1994 年 4 月 ~ 1996 年 7 月 発明者: 1994 年 4 月 ~ 1996 年 7 月
スイス (Switzerland)	CH	特許及び文献	審査官: 1986 年 1 月以降 発明者: 1994 年 3 月 ~ 1996 年 10 月; 2001 年 1 月以降
英国 (United Kingdom)	GB	特許及び文献	審査官: 1978 年 1 月以降 発明者: 1994 年 4 月 ~ 1996 年 11 月
米国 (United States)	US	特許及び文献	審査官: 1970 年 1 月以降 発明者: 1994 年 5 月以降
WIPO	WO	特許及び文献	審査官: 1978 年 1 月以降 発明者: 1994 年 1 月以降